

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	介護保険に関する事務 基礎項目評価書【平成30年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利・利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

平成30年4月1日より東三河広域連合にて事務を行うため終了

評価実施機関名

田原市長

公表日

平成30年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び田原市介護保険条例等に基づき、被保険者の資格管理、介護保険料の賦課・徴収、要介護認定及び保険給付に関する事務を行う。</p> <p>①年齢要件及び転入等による資格取得、死亡・転出等による資格喪失の台帳管理 ②第1号、第2号被保険者の被保険者証の交付、再交付申請等の申請受理 ③認定申請に基づき要介護・要支援状態区分等を認定する ④介護(予防)サービス等の受給者に対し、保険給付を実施 ⑤所得情報等より保険料を賦課決定し被保険者へ保険料額を通知 ⑥保険料の減免、徴収猶予等介護保険料の把握のため収納情報を管理 ⑦福祉用具購入費、住宅改修費等の支給 ⑧負担限度額認定申請、負担割合証の発行 ⑨高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</p>
③システムの名称	介護保険システム、総合収納管理システム、行政基本システム、統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第68項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>「情報照会の根拠」 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の93並びに94の項 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。)(第46、47条) 「情報提供の根拠」 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第二 第1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、120項 番号法別表第二命令 第2条、3条、6条、7条、10条、12条の3、15条、19条、22条の2、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢福祉課
②所属長	高齢福祉課長 柴田 高宏
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>田原市役所 健康福祉部 高齢福祉課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3217</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	公表日	平成27年11月11日	平成29年6月30日	事後	
平成29年6月30日	法令上の根拠	<p>「情報照会の根拠」 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。)(第46、47条)</p> <p>「情報提供の根拠」 番号法第19条(特定個人情報提供の制限)第7号及び別表第二 第1、2、3、4、5、6、17、12の3、15、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、109、117、120</p>	<p>「情報照会の根拠」 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の93並びに94の項</p> <p>行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。)(第46、47条)</p> <p>「情報提供の根拠」 番号法第19条(特定個人情報提供の制限)第7号及び別表第二 第1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、120項</p> <p>番号法別表第二命令 第2条、3条、6条、7条、10条、12条の3、15条、19条、22条の2、25条の2、30条、31条の2、32条、33条、43条、43条の2、44条、47条、49条、55条、55条の2、59条の3</p>	事後	
平成29年6月30日	所属長	宮川裕之	柴田 高宏	事後	
平成29年6月30日	対象人数	平成27年1月1日 現在	平成29年6月30日	事後	
平成29年6月30日	取扱者数	平成27年1月1日 現在	平成29年6月30日	事後	
平成30年4月1日	評価書名	介護保険に関する事務 基礎項目評価書	介護保険に関する事務 基礎項目評価書【平成30年3月31日終了】	事後	